

種 別	市 民 児 協		全 民 児 連		市社協	備 考
死 亡 弔 慰 金	在任10年未満	20,000	30,000		3,000	
	在任20年未満	30,000				
	在任30年未満	40,000				
	在任30年以上	50,000				
配偶者弔慰金	—		10,000			入院、通院など発生後 31日(1ヶ月)以上の療養 を必要とした傷病(自宅 療養期間も含める)
傷 病 見 舞 金	—		入院・自宅療養 31日～60日	8,000		
			入院・自宅療養 61日以上	10,000		
災 害 見 舞 金	—		全壊・大規模半壊・ 中規模半壊	100,000		
			半壊・準半壊	50,000		
退任記念品代	在任3年以上の退任者 で在任期間1年ごとに 右の額を加算する	1,200	在任3年を超える9 年未満の退任者	3,000		市民児協分計算 (例)3年2ヶ月@1,200×3 年＝3,600
			在任9年以上,15年 未満の退任者	5,000		
			在任15年以上の退 任者	7,000		
公 務 死 亡	弔慰特別加算金	50,000	100,000～200,000			
公 務 傷 病 金 見 舞 金		20,000	公務傷害	①基本額 ・公務傷害に対する給付：一律20,000円 ・5日以上入院を伴った場合：20,000円を加算 ②重度の後遺症がある場合 ・身体欠損、寝たきり等、恒久的な機能障害がある 場合：100,000円を加算		全社協分は審査で決定
			公務疾病	③継続的に日常生活に支障を及ぼすような障害が 残った場合 ・100,000円を下回る範囲内で加算ができることとする。 ・加算額は公務審査委員会で審査、決定する。		
特 別 会 員 死 亡 弔 慰 金	10,000					